

ボートレース鳴門新整備棟建設事業  
要求水準書

令和4年8月

鳴門市

## 目次

第1 基本的事項.....	- 1 -
1. 要求水準書の位置付け .....	- 1 -
2. 要求水準の変更 .....	- 1 -
3. 整備にあたっての基本的な考え方 .....	- 2 -
第2 要求水準 .....	- 3 -
1. 共通水準.....	- 3 -
2. 要求する施設 .....	- 5 -

## 第1 基本的事項

### 1. 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、鳴門市（以下「発注者」という。）が、ボートレース鳴門新整備棟建設事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたって、設計施工一括発注方式で選定する設計・施工者（以下「受注者」という。）に要求する、実施設計業務や施工業務等の水準を示すものである。

なお、本要求水準書は、発注者が本工事を実施する事業者に要求する内容及び受注者が満たすべき質の最低限の水準を示すものであり、受注者が、本要求水準書に示す水準を上回る水準で業務を実施することを妨げるものではない。技術提案書のうち要求水準書等を上回る内容及び採用された提案の内容は、事業者が満たすべき業務水準となる。

#### (1) 要求水準の構成

本事業の要求水準は、以下のア、イから適切に理解すること。

##### ア 要求水準書（以下「本書」という。）

本事業における受注者の業務全般について、要求水準を規定するもの。

##### イ 基本設計書

基本的な要件を整理したうえで、本市の要求水準を満たす施設設計のありかたを示したもの。実施設計の業務品質、対象施設の機能・性能・品質についての最低限の水準を規定している。対象施設の機能・性能・品質についての要求水準を規定するもの。

### 2. 要求水準の変更

#### (1) 発注者による変更

発注者は、本事業の期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容の変更の必要性により、要求水準の見直し及び変更を行うことがある。要求水準の変更に伴い、受注者が行う業務内容に変更が生じるときは、契約書の規定に従い所定の手続きを行うものとする。

#### (2) 技術提案による変更

ボートレース鳴門新整備棟建設事業 設計・施工一括発注公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）参加者は、本プロポーザル実施要領に基づき、基本設計書に示された内容に対して、技術提案を行うことができる。参加者は、技術提案を行う場合には、本書「第1. 3. 整備にあたっての基本的な考え方」を踏まえて、設計意図をよく理解した上で、提案すること。

### 3. 整備にあたっての基本的な考え方

#### (1) 事業目的

昭和 45 年（1970 年）に建設された現在の整備棟（以下「現整備棟」という。）は、建設から 52 年を経過し、「耐震性の不足」「施設及び設備の老朽化」などの課題を抱えており、早急な対策が求められている。耐震性能の不足は、レース開催や選手及び競技関係者の安全を確保することが困難になる可能性があり、また、施設・設備ともに老朽化が著しく、建物の構造やレース開催といった条件下において抜本的な構造改修の実施は非常に困難な状況である。したがって、モーターボート競走を開催するための基幹施設である整備棟の早急な耐震性能確保のため、レースを休催することなく建替えにより整備する方針で事業を実施する。

また、整備手順や、選手及び競技関係者の利便性向上、現地特性、ライフサイクルコスト低減についても重要な整備方針とし、基本設計に基づき、本工事において更なるイニシャルコストを含むライフサイクルコストの低減、環境への配慮、レース開催をしながらの建替を前提とした工事計画、工期短縮を図ることを期待し、実施設計・施工一括発注方式により実施するものである。

#### (2) 新整備棟整備の基本方針

新整備棟整備にあたっての整備の基本理念は、以下のとおりとする。

##### ア ボートレース開催を前提とした整備計画

ボートレース開催を中止・休催することなく事業を行う。

（レース開催日数 年間 180 日を確保する）

##### イ 選手及び競技関係者の利便性向上

整備棟の機能をできるだけ水面の出入口に近く配置するとともに、工事過程において変化する人の動線をより簡潔なものとして、利便性の向上を図る。

##### ウ 海上の出入口に配慮した計画

整備棟から海上への出入口は一箇所のみであり、レースを開催しながら建替えを行うにあたり最も重要な場所になるため、安全かつ経済的な施工ができるような構造・工法で事業を行う。

##### エ ライフサイクルコスト低減等に配慮した施設

自然エネルギーを活用することによる環境負荷の低減や、施設機能の効率化等に配慮し、ライフサイクルコストの低減を図る高い経済性を持った施設を目指す。また、ボート整備エリアの拡充やビッグレース時の選手インタビュールーム、ファン向けサービスとして整備棟内が見学できる通路の新設など現施設に不足している機能を追加することで、

より充実した施設を目指します。

## 第2 要求水準

### 1. 共通水準

#### (1) 施設規模

基本設計図と同等の規模とする。

#### (2) 施設配置・平面計画

基本設計図の配置・平面計画を原則とし、特に以下について配慮する。

##### ア セキュリティラインの設定

レースの公平性確保の観点から、整備棟エリアは外部との接触遮断の為のセキュリティラインの設定を行う。

新整備棟エリア全体で目隠しフェンス・門扉等によるセキュリティラインを形成する。

##### イ 利用者ごとのエリア・動線分離

整備棟は、あっせん選手・競走会関係者・整備関係者・支部選手・記者・映像関係者・食堂等従事者・一般見学者など、多岐にわたる者が利用する。そのため、選手や競技審判系のエリアの独立化や、常駐記者や一般見学者の動線分離を行う。

##### ウ 海上出入口の確保

工事の期間中も含めて海上出入口の通行を確保する。

##### エ モーターボート検査場の奥行き確保

モーターボート検査場は現状以上の奥行きを確保する。

##### オ 救急車両進入口

整備棟東側に救急車両が医務室近くまで容易に進入できる進入口を設置する。

##### カ 競技本部からの競走水面の視認

競技本部は競走水面全域およびピットが見渡せる必要がある。工事中においても視認範囲に影響が少ないよう工事計画を行い、大時計などやむを得ず視認障害が発生する場合は、カメラやモニタを設置する。

##### キ 選手宿舎との位置関係

選手宿舎北側の選手出入口に近接して、選手エリアの出入口を設置する。

ク 選手移動用のバス乗降スペース

本場イベントホール等へ移動する際の、選手用のバス乗降スペースを整備棟東側のセキュリティライン内に配置する。

ケ あっせん選手に対する荷物置き場の設置

宅配便で送られてくるスーツケースの仮置場を庇下に設置する。スーツケースの仮置場は、開催終了後は各地へ出荷する際も使用する。職員不在時でも対応可能な様に、2段階のセキュリティラインを考慮する。

(3) 耐震性能

構造体：Ⅲ類、建築非構造部材：B類、建築設備：乙類とする。

(4) 電気設備

工事期間中も特殊設備等が機能するものとする。

(5) 雨水排水

旧選手宿舎北側防潮堤に海への雨水排水放流先があるが、予備ピット至近のため、今回の整備では同放流先は使用しない。南東側既設排水先、若しくは、北西側の海への放流先を使用する。

(6) 汚水排水

汚水排水は自然流下によるものとし、屋内は汚水・雑排水分流式、屋外は合流式とし、選手宿舎東側の既設公共下水への系統に接続する。

(7) 省エネ及びライフサイクルコストの低減

設備機器等の効果的な環境負荷低減や、CO<sub>2</sub>の低減を図る。

太陽光発電の設置や、自然光の取入れを行う。断熱性を高め、空調負荷の低減・設備の高効率化を図る。長寿命化対策として、耐塩害、メンテナンス性に配慮した仕上げとする。

(8) 仮設・施工計画

既存整備棟の解体は、非開催期間に防潮堤際の先行解体・安全通路確保を行い、ピット施設への通行に支障のないようにする。仮設整備棟は、仮使用部分と合わせて現整備棟の大きさを確保

し、新整備棟完成まで使用する。仮設・解体・新築・仮使用・仮設解体を繰り返しながら、工事完成までレース開催ができるよう計画を行う。

また、公平性確保のため、選手を含む競技関係者と工事関係者が工事期間中において絶対に交わることがないように、セキュリティラインや動線の設定を行うこと。

(9) レース日程について

本プロポーザルの段階において、来年度の開催日程は確定していないため、レースの日程については本年度のものを参考とすること。ただし、引越等を実施する期間としてレース非開催の期間を令和5年度は3月、令和6年度は2月にそれぞれ約28日間程度設けることとする。

(10) 競技本部

仮設を設けず新整備棟1期建設工事として既存整備棟の東側水面際に配置すること。このとき引越等の移動は1回で済むように計画すること。

また、水面への視認性の確認は実際に計画する位置と高さについて足場等を用い関係者等と事前確認を行うこととする。

(11) 諸官庁の申請等

設計及び施工とも、事業の進捗に支障をきたさないよう、随時諸官庁との協議・申請を行うこと。工程のポイントとなる仮設建築物の許可、確認申請、仮使用認定申請を遅延なく行うこと。

(12) 別途工事との調整

別に発注する関連工事について、連絡・調整を図り本事業が円滑に進むよう努めること。

例：競技審判設備工事、事務機器・備品工事等

## 2. 要求する施設

要求する個々の施設及びその詳細については要求水準書 別添1を参照すること。